

2全不協発第15号  
令和2年5月7日

本部長 各位

一般社団法人 全国不動産協会  
会長 中村 裕昌



新型コロナウイルス感染症に係る特別見舞金の給付について

拝啓 平素は協会運営にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、本会の共済事業の一環として、新型コロナウイルスに罹患された会員に対する特別見舞金の給付を実施することとなりました。

対象者等の詳細につきましては下記のとおりとなりますので、貴本部に置かれましてはホームページ等にてご案内いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

対象者 : 会員事業者の代表者又はその従たる事務所の政令使用人(本会に登録されている者に限る。)で、①新型コロナウイルスに感染し、かつ、②医療機関に入院又は当局からの指示により宿泊施設あるいは自宅にて隔離療養(以下、「入院等」という。)を10日以上された者に限る。

※感染が判明しただけでは対象にはなりません。上記①及び②の両方が必要です。

対象期間: 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に感染が判明した場合

給付額 : 一人当たり10万円(上記期間内1回に限る)

必要書類: 1. 特別見舞金給付申請書(別紙1)

2. 新型コロナウイルス感染症に罹患し、10日以上入院等を証する公的書類(罹患証明書、医師の診断書、入院証明書等)の写し

申請手続: 上記必要書類すべてを TRA 総本部事務局に郵送

注意事項: 今回の特別見舞金と現行の入院見舞金の併用はできません。

以上

お問い合わせ先  
TRA 総本部事務局(工藤、松本、遠藤、山川)  
電話03-3222-3808